

令和2年3月24日

条例第3号

東よか干潟ビジターセンター条例

(設置)

第1条 東よか干潟の自然環境及び生物多様性の保全を推進するとともに、持続可能な利用による地域の活性化を図るための拠点施設として、本市に東よか干潟ビジターセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東よか干潟ビジターセンター

位置 佐賀市東与賀町大字田中2757番地4

(施設)

第3条 センターを構成する施設は、次のとおりとする。

- (1) 展示エリア
- (2) 展望フロア
- (3) 交流エリア
- (4) レクチャールーム
- (5) 広場

(使用の許可)

第4条 レクチャールーム又は広場を占有して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可について、条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、レクチャールーム又は広場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用の許可の条件に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

2 前項の規定による措置により、使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第8条 市長は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（原状回復義務）

第10条 使用者は、レクチャールーム若しくは広場の使用を終了したとき、又は第7条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第11条 故意又は過失により、センターの施設、備品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物類を携行する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められる者

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	単位	金額
レクチャールーム	1時間につき	510円
広場	佐賀市立都市公園条例（平成17年佐賀市条例第187号）別表第2その他都市公園を使用する場合の項の規定の例による。	

備考

- 1 レクチャールームを使用する場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。
- 2 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 陳列、物品販売等営利を主たる目的とする場合におけるレクチャールームの使用に係る金額は、この表に定める額の2倍の額とする。